

公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学における 公的研究費の使用に関する行動規範

令和3年4月1日 理事長制定

公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学（以下、「本学」という。）は、学術研究の信頼性と公平性を担保し、学術研究に関する業務に対する社会の信頼を確保するため、次のとおり公的研究費の使用に関する行動規範を定める。

本学の教職員その他本学の公的研究費の管理及び運営に関わる者（以下、「教職員等」という。）は、本学が管理し、本学の教育研究活動のために執行される全ての経費を使用する際に、これを誠実に実行しなければならない。

- 1 教職員等は、公的研究費が本学の管理する公的な資金であることを認識し、自らの使命と説明責任があることを自覚し、公正かつ効率的に使用しなければならない。
- 2 教職員等は、公的研究費の使用に当たり、関係する法令・通知及び本学が定める規程等及び使用ルール並びに事務処理手続きを遵守しなければならない。
- 3 教職員等は、公的研究費の計画的かつ適正な使用に努めるとともに、適切な事務処理を行わなければならない。研究計画に基づき、公的研究費を計画的かつ適正な使用に努めなければならない。
- 4 教職員等は、教職員等の中で相互の理解と緊密な連携を図り、協力して公的研究費の不正使用を未然に防止するよう努め、使用上の指摘を受けた場合は改善を図らなければならない。
- 5 教職員等は、公的研究費の使用に当たり、取引業者との関係において、社会の不信や疑惑を招くことがないよう公正に行動しなければならない。
- 6 教職員等は、公的研究費の取扱いに関する研修や説明会に積極的に参加し、関係法令等に関する新しい知識を習得するとともに、事務処理手続き及び使用ルールの理解に努めなければならない。
- 7 教職員等は、不正使用が疑われる場合は、黙認せず、速やかに相談窓口へ相談するなど適切に対応しなければならない。